

# 港北小学校いじめ防止基本方針

平成29年12月18日

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」第2条にあるように「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

（横浜市いじめ防止基本方針より 平成29年10月）

### (2) いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在と考え、健やかに成長していくことは、学校の願いである。

子どもは、人との関わりの中で自分の特性や可能性を認識し、他の人の長所等を発見する。互いを認め合い、安心して生活できる場において、子どもは自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、他の人を排除する雰囲気の場合は、子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめは健やかな成長への阻害要因となり、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

## 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

### (1) 委員会の構成員

いじめ防止対策委員会のメンバーは、原則として校長・副校長・児童指導部の委員（専任・各学年の児童指導部員・養護教諭・栄養教諭）で構成する。  
状況に応じて各学年担当者・専科担当・スクールカウンセラーが入る。

### (2) 委員会の運営

「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的を開催する。いじめの疑いがあった段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

### (3) 委員会の活動内容

- ① 学校いじめ防止対策委員会は、関係機関とも連絡をとりながら児童の生活全般（登下校、休み時間、授業時間、清掃時間、放課後等）の指導を行う。
- ② 原則、月1回いじめ防止対策委員会を開催する。学年研で児童の様子を話し合っておき、委員会で情報共有をする。

職員会議で、全職員にむけて発信をする。

- ③ 生活目標について、月はじめに朝会等で伝達を行い、学校全体で取り組む。  
目標の振り返りを行い、よりよい生活習慣の育成を通して健全な集団作りを計画的に行う。
- ④ 横浜プログラムに取り組みながら、毎授業においても社会的スキルが身につく、高まるような授業を行う。
- ⑤ いじめを察知した場合は、委員会で対応を検討し、協力して情報収集や集約を行い、問題解決にあたる。
- ⑥ 年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を計画、実施する。
- ⑦ いじめ防止基本方針の見直しを行う。

### 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

#### (1) いじめの未然防止への取り組み

- ① 道徳学習等を通じた児童の人権意識の高揚
- ② 教職員の自己チェックシートの実施
- ③ 横浜プログラムの実施
- ④ 児童指導・人権教育にかかわる教職員研修

#### (2) いじめの早期発見のための取り組み

- ① いじめの定義理解を含む教職員の研修・実施
- ② YP アセスメントシートの実施
- ③ 学校生活アンケート実施・子ども生活実態アンケートの実施
- ④ 休み時間の調査（観察）
- ⑤ 定期的な教育相談の実施
- ⑥ 養護教諭と特別支援講師と担任等の連携（保健室に来た児童の調査等）
- ⑦ 保護者、地域、関係機関との連携

#### (3) いじめに対する措置・解消

- ① 管理職への報告
- ② 学校いじめ防止対策委員会により直ちに対応決定までの動きを話し合う。
- ③ 正確な事実をつかむため、聞き取りを行う。
- ④ つかんだ事実をもとに、学校いじめ防止対策委員会で対応を協議・決定する。
- ⑤ 被害者児童と保護者への支援、加害者児童と保護者への指導・支援を行う。
- ⑥ 対応を実行し5日経過しても改善が見られない場合は、対応を再協議する。
- ⑦ いじめの解決は「いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること」「該当児童が心身の苦痛を感じていないこと」の二つの要因が満たされていることを確認し、校長がそれを認めたときとする。

(4) 研修

- ① 児童理解研修 (年度初め・夏季休業・年度末)
- ② 児童指導
- ③ 特別支援研修
- ④ 人権研修

(5) 地域との情報交換

- ① はまっ子スタッフ
  - ② 主任児童委員
  - ③ 学援隊等
  - ④ 中学校区学校・家庭・地域連携事業
- 情報交換を行い、地域の情報を得ていく。

(6) 学校運営協議会の活用

学校の取り組みについて説明する機会として、PTA 総会、学校説明会、教育懇話会、地区懇談会などの機会を活用し、保護者や地域の方々の理解を深めるとともに連携・協働して取り組んでいく。

(7) 取組の年間計画

月	いじめ防止のための取り組み内容
4	年間計画 学校のやくそく・生活目標の確認 学校テーマへの取組 引継ぎ
5	子どもの生活実態アンケート 教職員の自己チェックシート
6	YP アセスメント実施① 横浜プログラムの実施
7	夏休みの過ごし方 横浜子ども会議① 職員人権研修会 児童の支援検討会
8・9	横浜子ども会議②
10	子どもの生活実態アンケート
11	いじめ解決一斉キャンペーン取組
12	人権月間への取組 冬休みの過ごし方
1	いじめ防止対策委員会取組の見直し YP アセスメント実施②
2	学校いじめ防止基本方針改定・共通理解
3	一年間の振り返り、次年度の計画

#### 4 重大事態への対応

##### (1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項にあるように、「いじめの重大事態」とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童に対して、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態と定義する。

##### (2) 発生の報告

重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

#### 5 いじめ防止対策の点検・見直し

1月のいじめ防止対策委員会でいじめに対応する組織体制や対応の流れについて見直しを行い、職員会議に提案する。